

『市民自治組織活動補助金について』

1 補助金趣旨について

市民自治組織の健全な育成を図ることを目的として、市民自治組織が実施する活動に要した経費の一部を自治会等に対して補助するものです。

この補助金は、自治会等の活動費として、自治会等に対して支払われるもので、自治会等長としての個人的な報酬ではありません。

補助金は必ず自治会等の銀行口座に繰り入れ、定例総会などで市民自治組織活動補助金として、市から収入があったことを会員の皆さんに必ず報告してください。

2 補助金概要について

- ① 補助対象経費：市民自治組織が実施する活動に要する経費
(※自治会等会員が自ら実施する活動)

ただし、次の経費は補助対象外とする。

- ① 会議に係る食事代及び1人当たり1回につき180円を超える茶菓代
- ② 懇親会費
- ③ 人件費及び賃金
- ④ 交際費及び慶弔費
- ⑤ 会員に対する報酬、謝礼等
- ⑥ 市民自治組織が所有する資産等に係る経費
- ⑦ 別に補助を受けている団体に対する補助金等
- ⑧ 他の制度により市からの補助等の収入がある経費
- ⑨ 政治・宗教活動に係る経費
- ⑩ その他市長が自己資金で支出することが適当と認める経費

- ② 補助金額・限度額

<上限額> 4月1日現在の会員世帯数×850円

※ 市民自治組織会員世帯数報告書（記入例：10ページ）に記載した4月1日現在の会員世帯数です。

年度途中に会員世帯数が増減した場合であっても変更はありません。

注)補助金実績報告書の提出の際（翌年1月中旬以降）の補助対象経費を確認する資料として、[領収書]の保管をお願いします。

領収書については、実績報告時に持参していただき、その場で確認いたします。

なお、一部の自治会等については実績報告時に提出をお願いします。

■補助対象とならない経費例

①会議に係る食事代及び1人当たり1回につき180円を超える茶菓代

会議での茶菓代は180円までは補助対象ですが180円を超える額は補助対象外となります。

②懇親会費

一部の会員のみが参加する活動に係る飲食費

※活動の一部で、飲食（酒類購入費は除く）をする場合は補助対象となります。（例：夏祭り・餅つき大会・レクリエーション大会・クリスマス大会・スポーツ大会の経費等）

③人件費、賃金

市民自治組織で臨時雇いをした場合の人件費・賃金など

④交際費、慶弔費

近隣自治会等・学校等の会費・交際費、会員等に対する慶弔費（例：入・卒業祝い、祝電、敬老祝い等の祝い金や記念品など）

⑤会員に対する報酬、謝礼等

自治会等長、役員等への報酬、通信費、謝礼品など

⑥市民自治組織が所有する資産等に係る経費

土地や集会所などの維持管理費（光熱水費・電話料金・火災保険料など）・集会所設置の設備（エアコン・冷蔵庫・ガステーブルなど）

⑦別に市から補助を受けている団体に対する補助金等

別に補助金等を受けている団体やサークル等への補助金（高齢者クラブ、社会福祉協議会、消防団など）

⑧他の制度により市からの補助等の収入がある経費

防犯灯助成金を受けた経費・街区公園等管理委託を受けた経費など

⑨政治・宗教活動に係る経費

神社など神社等に奉納する会費や玉串料・お札代など

⑩その他市長が自己資金で支出することが適当と認める経費

寄付金・募金・義援金など

※領収書で確認できない支出は、原則として補助対象外となります。但し、交通費等、領収書が発行されない支出は、任意様式により、自治会等長の証明（署名・捺印）がある場合に限り認めます。

なお、交通費については、目的地までの経路がわかる書類を添付してください。

【例】公共交通機関の場合・・・目的地までの最低運賃

自家用車の場合・・・目的地までの最短距離で1キロ20円として対象

■補助対象経費・補助対象外経費の区分例

■補助対象経費・補助対象外経費の区分例

- 〔原則〕 ●自治会等会員が自ら企画・実施する活動に係る経費であること
 ●他制度の補助や活動に対しての対価を受けていないこと
 ●集会所等に常に設置する備品や資産でないこと

区分	補助対象経費 ○	補助対象外経費 ×
事務 消耗品 費	事務に係る経費及び消耗品費 例) 印刷・コピー代、インク代、コピー用紙ポスター用紙・ボールペン購入費など	
会議費	役員会などの会議に係る経費 例) 補助上限額(1人1回180円)茶菓代、施設使用料など	会議に係る食事代 例) 弁当代など 会議に係る1人1回につき180円を超える茶菓代
事業・ 行事費	事業や行事等に係る経費 例) 原材料費・行事保険費など 会員の親睦を深める行事に係る経費 例) 夏祭り・餅つき大会・クリスマス会の経費、バスチャーター代、パークチケット代、販売・景品・原材料となる酒類など 地域の年中行事 例) 御歩射など	他の制度の補助を受けている経費 一部の会員のみが参加する活動に係る飲食費 例) 役員のための懇親会など 酒類の購入 ※販売・景品・原材料は除く 会員に対する謝礼 行事終了後の反省会に要する経費 自治組織等が主催でない祭礼など 換金性の高いものに係る経費 例) 商品券、金券など ※抽選会等の景品としての購入は除く
防災 活動費	防災活動などの経費 例) 防災訓練時の非常食購入費、救急訓練に使用するAEDのレンタル費など 市や法の定めにより設置が義務付けられている設備に係る経費 例) 防災無線・防火水槽地代、消火器・火災報知機設置費など	他制度の補助を受けている経費 例) 防災資機材の交付など 防災用品の備蓄に係る経費 ※防災訓練などの活動時に使用・啓発するための物品は除く
防犯 活動費	防犯活動に係る経費 例) 防犯パトロール時の腕章・ベスト・誘導灯購入費、防犯灯の修繕に係る経費など	他制度の補助を受けている経費
環境 活動費	定期的な地区内・ゴミ集積所の清掃など環境活動に係る経費 例) 除草剤購入費、刈払機の燃料代など	対価を受けている活動に要する経費 例) 公園管理など補助金を得ている活動 業者等に委託した環境活動の経費 自治会等の資産となる経費 例) ゴミ集積所に常設するボックスなど
広報 活動費	広報活動に係る経費 例) 定期的に発行している自治会等会報誌の印刷代など	
備品 購入費	活動に使用する備品購入に係る経費 例) イベント等で使用するイス・テーブル・テント・発電機・ラジカセ、車いす、台車などの活動用備品	自治会等の資産となる経費 例) エアコン・テレビ・冷蔵庫・ガステーブル・電子レンジ・パソコン・プリンター・靴箱・ロッカー等購入費、設置・修繕工事に係る経費など
その他	他団体等への補助金・負担金等の支出 例) 子ども会・自主防災組織・他団体と協働で実施する単年度内の実行委員会 ※他団体が下記①、②要件を満たしていること ①同一地区内で活動を実施している ②自治会等と事業を共催で実施している 自治連合会に係る分担金 例) 白井市自治連合会分担金、白井市自治連合会視察分担金 ※自治会支部活動に係るものは除く	市が補助を実施している団体への補助金・負担金 例) 高齢者クラブ・消防団・まちづくり協議会など 政治・宗教等を目的とする団体への補助 義援金・寄付金 団体等の会費 私道等の工事費 自治会館の火災保険費 ●●小学校区分担金 祝電の費用